平成２５年度　健康保険被扶養者確認調書の取扱いについて

このたび健康保険法施行規則第５０条に基づき、健康保険の定期的な被扶養者認定状況の確認を実施いたします。（確認につきましては、毎年度実施することとしております。）

この調書は、健康保険組合を健全に運営していくために、その基礎となる被扶養者資格の適格性を確認することを目的とし、被扶養者を適正に判定することにより、適正な保険診療を受けていただくためと、納付金等の適正納付の観点から引き続き被扶養者としてその資格を有するかの確認をさせていただくものです。

被扶養者認定状況の確認の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

〔記載事項の確認〕

１．被保険者及び被扶養者の氏名、生年月日、フリガナ、続柄、住所等の記載内容に変更がある場合は、＝線で抹消し、余白部分に変更内容を赤字で記入して、別途訂正届を添えて提出して下さい。

２．就職、結婚、雇用保険受給、死亡等により被扶養者を抹消する場合は、該当する被扶養者を＝線で抹消し、別途被扶養者届（抹消）に被保険者証を添えて提出して下さい。

※　氏名がカタカナ表示されている方、認定日が昭和５７年２月１日表示の方でそれ以前に加入されていた方は、システム上この表示となりますのでご了承ください。

〔記入の方法〕

１．「職業」欄は、被扶養者が現在受けている収入について、その職務を「パート」「アルバイト」「美容院経営」等と具体的に記入して下さい。勤労収入および事業収入等が無い場合は「無職」と記入して下さい。
「学校・学年」欄は、「△△大学△回生」「□□専門学校□年生」と学校名と学年を記入して下さい。

２．「年金受給者で有・無」欄は、「年金」の文字にとらわれず、労働保険（雇用、労災）からの給付金、補償金、社会保険の各種手当金等を受給している場合は、具体的に「老齢年金」「遺族年金」「障害年金」「求職者給付金」「傷病手当金」等その名称を記入し、有を〇で囲んで下さい。

３．「年間収入」欄は、上記１・２の収入およびその他の収入（不動産、利子、配当等）も含め、その被扶養者が受ける年間収入総額を記入して下さい。
「年間収入」欄に「＊＊＊＊＊＊」が表示されている場合は、「年間収入」欄への記入は不要です。

４．「同・別居の区別」欄は、現在被保険者との生活状態を〇で囲んで下さい。

５．　被保険者と別居をされている場合は、「住所」欄に被扶養者の郵便番号、住所、電話番号、携帯番号を記入して下さい。

６．　平成２４年・２５年中に勤めていた方で現在退職している人は、「備考」欄に入社年月日・退職年月日・雇用保険の有無を記入して下さい。

〔確認調書の提出期限および提出先〕

「健康保険被扶養者確認調書」の記載事項の記入確認と押印および必要な証明書を添付し、会社が指定した提出期限までに担当者様に提出して下さい。

〔証明書等の必要添付書類〕

（裏面）の「被扶養者別必要添付書類（証検認用）」に示す各種証明書を添えて提出して下さい。
各種証明書は、写しでも可能です。

被扶養者別必要添付書類（証検認用）

続　柄	収入の有無	収入の種類	添付書類（収入の種別が重複している場合はそれぞれが必要）	備　考
（1） 配偶者 （内縁） ・ 実（養） 子 ・ 父母 ・ 祖父母 ・ 曾祖父母 ・ 弟 ・ 妹 ・ 孫	①収入の ある者	勤　労	平成 24 年分源泉徴収票、給与明細（直近３ヶ月分）、事業主の支払証明書　のいずれか ※交通費がある場合は「その金額」、交通費がない場合は「交通費なし」と余白に必ず記入してください。	16 才 以 下 の 方 は 添 付 書 類 は 不 要
		年　金	平成 25 年度（平成 24 年分）所得証明書と下記年金証明書 年金、恩給等すべての受領額が確認できる 直近の年金、恩給（裁定・改定・支払・振込）通知書、または源泉徴収票（厚生年金・国民年金）	
		給付金	労働保険（雇用・労災）社会保険、自動車保険、公害補償等の各種給付金、補償金支払（決定・支払）通知書	
		その他 収　入	事業収入（自営業・農林水産等）、財産収入（不動産・利子・配当）等の収入額が確認できる 税務署の受付印がある平成 24 年分の確定申告書（第一表・第二表）、青色決算申告書、収支内訳書、または市町村長発行の平成 25 年度（平成 24 年分）所得証明書のいずれか	
	②収入の ない者	大　学 各種学校	在学証明書、学生証の写（有効期限の表示されたもの） 全日制大学以外の方は、上記証明と所得証明書の添付	
			市町村長発行の平成 25 年度（平成 24 年分）所得証明書 （非課税証明書）	
（2）兄、姉、伯（叔）父母、甥、姪、曾孫、配偶者の〔子、父母、兄、姉、弟、妹、祖父母、曾祖父母、伯（叔）父母、甥、姪、孫、曾孫〕、内縁の配偶者の〔子、父母〕			世帯全員の住民票（続柄記載）と 収入の有無により①、②それぞれ該当する証明書	同一世帯であることが必要

① 収入のある被扶養者の認定範囲

60 歳未満の場合　年収（交通費含）……130 万円未満　月額……108,334 円未満　日額……3,612 円未満

60 歳以上の場合　年収（交通費含）……180 万円未満　月額……150,000 円未満　日額……5,000 円未満

※（同一世帯の場合）上記金額以内で、被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満であること。

（別 世 帯 の 場 合）上記金額以内で、被保険者からの援助による収入額より少ないこと。

◎　添付していただく各種書類は、写しでも可能です。

◎　添付書類によって収入の判定が出来ない場合は、別な証明書をもとめることがあります。

◎　上記続柄別（1）に記載のある被扶養者で被保険者と別居の場合（単身赴任中の者、子が遠方に在学中または施設に入所中の場合は除く）郵便書留の引受票、銀行振込の控、カード利用明細書など継続した３ヶ月以上の送金事実を証明する書類が必要です。（手渡しの場合は被扶養者の認定はできません）

◎　16 才以下の子および全日制の高等学校に在学中の方は書類の添付は不要です。

◎　年収および月額も基準額（交通費含）を超えると抹消手続きが必要です。

◎　被扶養者を夫婦が共同で扶養している（配偶者が他の保険組合・協会けんぽ・共済組合に加入）場合は、被保険者と配偶者両方の源泉徴収票（写）または年間収入が確認できる書類を添付して下さい。

◎　ご不明な点があれば会社担当者様または健康保険組合業務課（078-321-1241）までお尋ね下さい。

※なお、提出期限までに未提出の被保険者にかかる被扶養者は、資格を抹消することになりますのでご注意ください。

【　健康保険組合提出期限：平成２５年１０月３１日　厳守　】